

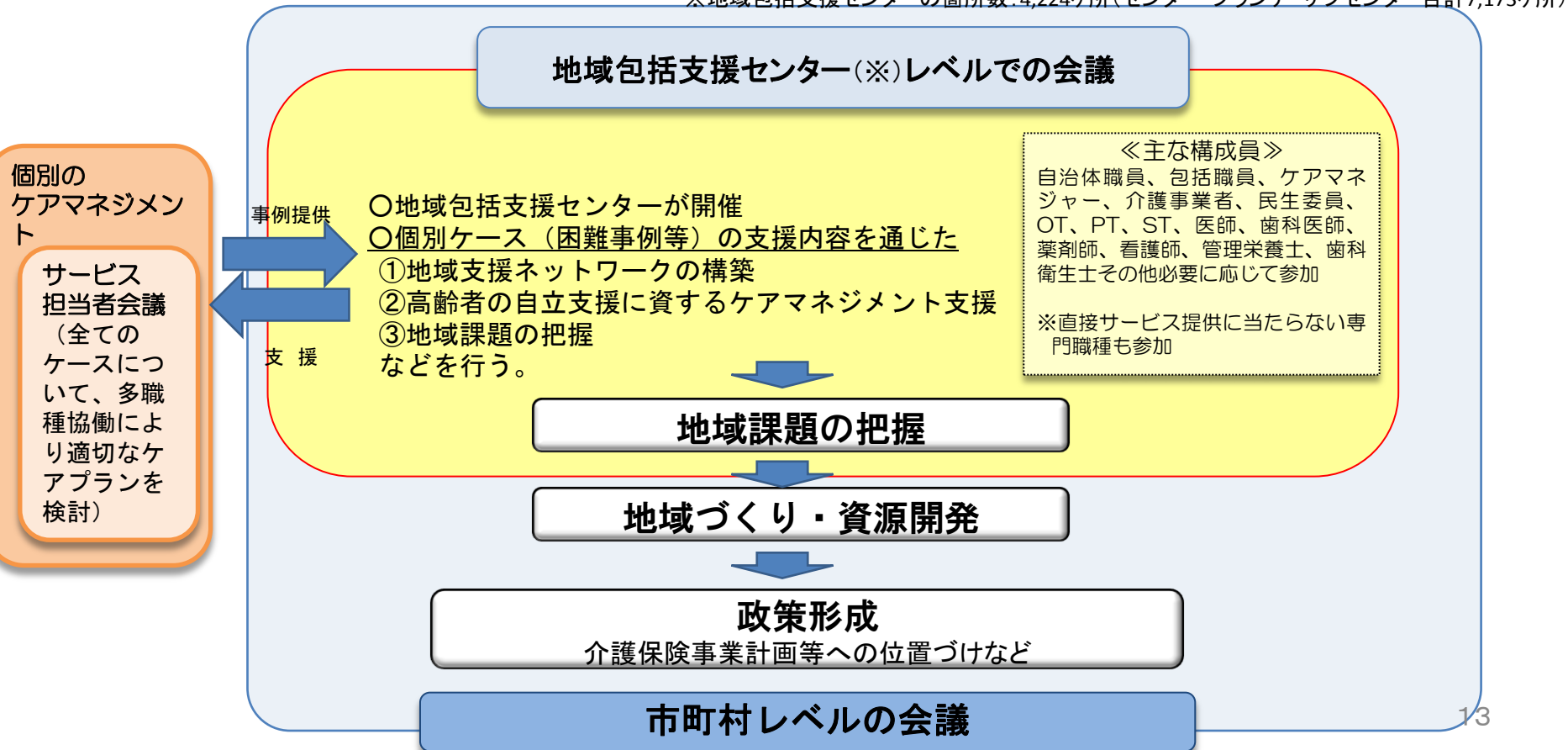
# 地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを実現するための市町村の取組

- ① 地域ケア会議の開催
  - ② 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)
  - ③ 介護保険事業計画と保険者機能
  - ④ 地方公共団体が条例で定める指定基準
  - ⑤ 「見える化」の推進
    - ・ 介護予防Webアトラスについて
    - ・ 介護保険総合データベースについて
  - ⑥ 介護相談員の推進
- (参考)市町村介護予防強化推進事業(予防モデル事業)

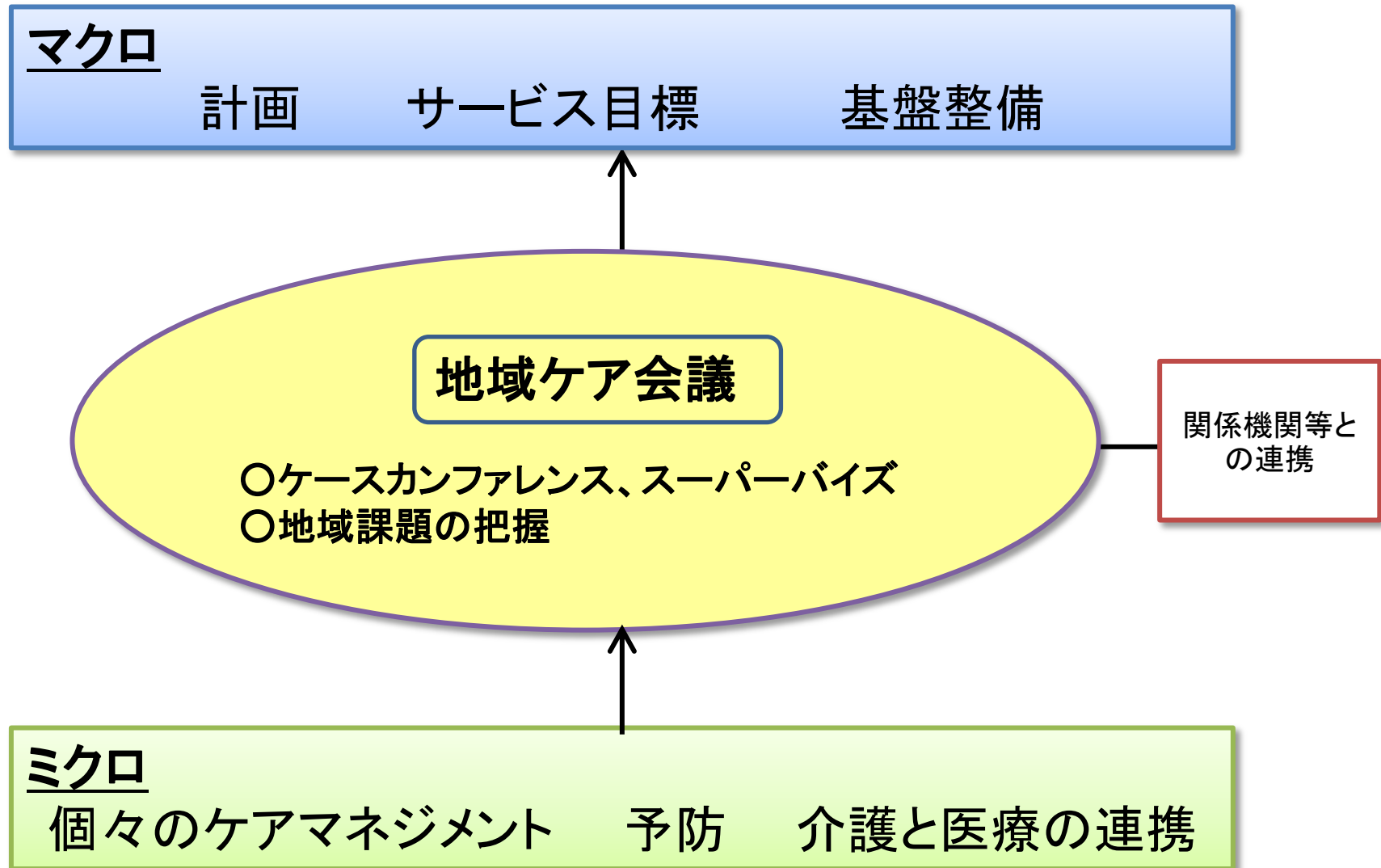
# 「地域ケア会議」について

- 地域包括ケアシステムの構築のためには、①高齢者個人に対する支援の充実と、②それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく必要がある。
- 地域ケア会議は、それを実現するためのツール。具体的には、
  - ・ 多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の在宅生活の限界点を引き上げ、
  - ・ また、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより、地域課題を把握し、
  - ・ 地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる、
- 個別ケースを検討する会議は、主に地域包括支援センターが開催。  
一方、地域づくりや政策形成等につなげる会議は市町村が開催。

※地域包括支援センターの箇所数：4,224ヶ所(センター・ブランチ・サブセンター合計7,173ヶ所)

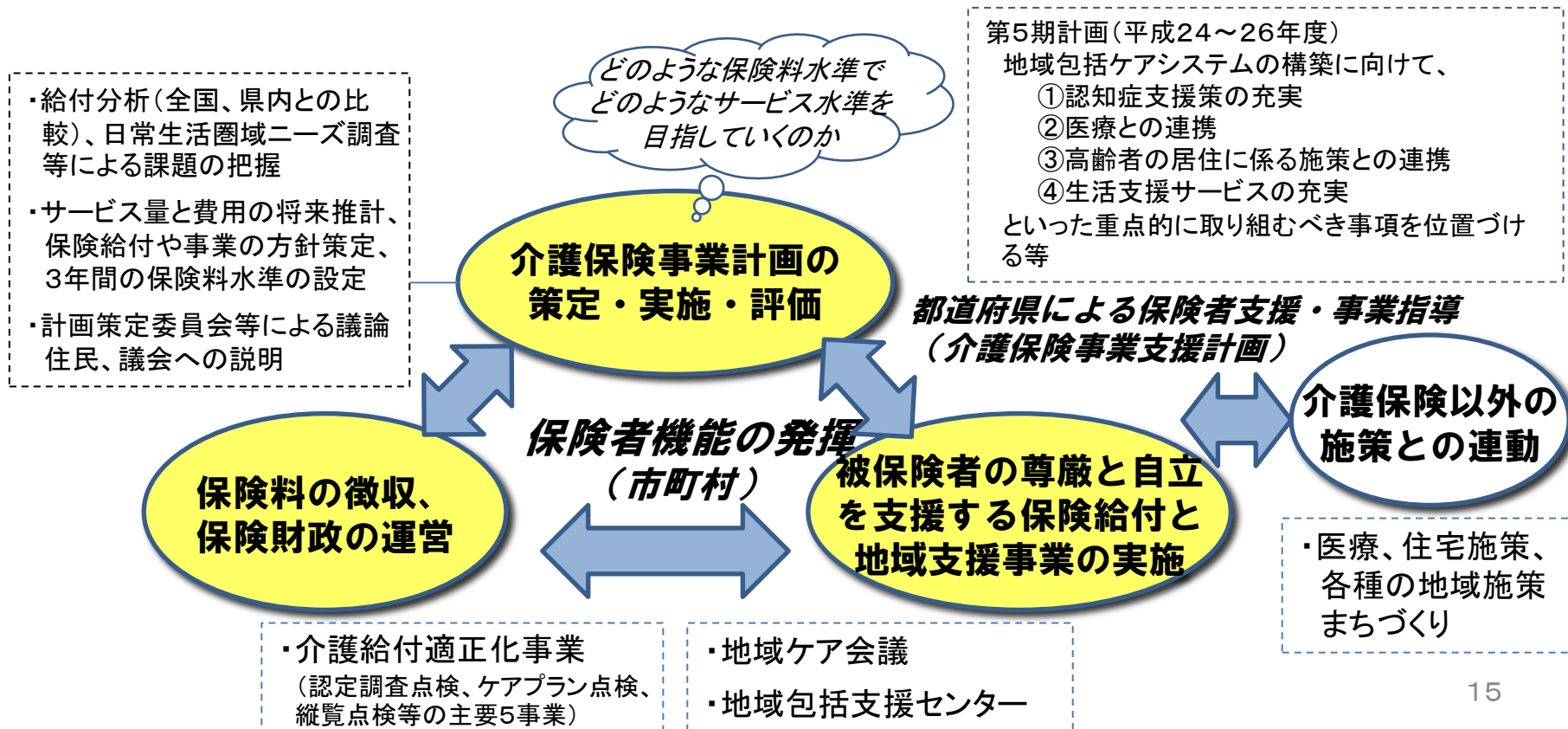


# 「ミクロ」(個別ケース)と「マクロ」(介護保険事業計画・基盤整備) をつなぐ地域ケア会議のイメージ



# 介護保険事業(支援)計画と保険者機能

- 介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度。
- 保険者の役割は、介護保険法の目的に沿って、共同連帯の仕組みである介護保険を運営すること。  
どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指していくのか、保険者機能の発揮が求められている。
- このため、保険者は、給付分析やニーズ調査などにより課題を把握し、住民や関係者の意見を踏まえて、3年ごとの「介護保険事業計画」を策定・実施する。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、平成24年度からの第5期計画の着実な推進と、平成27年度からの第6期計画の策定に向けた準備に取り組む。都道府県においては、保険者支援等を推進。



# 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)

- 市町村の選択により、地域支援事業において要支援者・2次予防事業対象者(要介護状態等となるおそれのある高齢者)向けの介護予防・日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる事業を創設(平成24年4月～)
- 同事業の導入により、多様なマンパワーや社会資源の活用等が図られ、地域の創意工夫を活かした取組の推進が期待される。  
(例)
  - ・ 要支援と自立を行き来するような高齢者には、総合的で切れ目のないサービスを提供
  - ・ 虚弱・ひきこもりなど介護保険利用につながらない高齢者には、円滑にサービスを導入
  - ・ 自立や社会参加意欲の高い人には、社会参加や活動の場を提供
- 平成24年度では、27保険者(市町村等)が実施。(第五期介護保険事業計画期間では約200弱の保険者が実施予定)

